

○研究倫理教育の実施に関する内規

平成30年10月15日

規程第36号

(趣旨)

第1条 この内規は、筑紫女学園大学研究倫理規範（平成20年程第3号）第14条第2項の規定に基づき、筑紫女学園大学（大学院を含む。以下「本学」という。）における研究倫理教育の内容及び実施方法等について必要な事項を定めるものとする。

(研究倫理教育体制)

第2条 研究倫理教育体制は、研究倫理教育責任者及び事務担当部署をもって構成する。

- 2 研究倫理教育責任者は、副学長とする。
- 3 事務担当部署は、大学総務部とする。

(受講対象者)

第3条 次の各号に掲げる者（以下「受講義務者」という。）は、研究倫理教育を受講しなければならない。なお、その受講状況は本学が管理する。

- (1) 本学教育職員（特任教員・非常勤講師等を含む。）
- (2) 本学事務職員のうち研究活動を行う者
- (3) 本学大学院生
- (4) その他、研究倫理教育責任者が必要と認める者

2 次の各号に掲げる者（以下「受講奨励者」という。）は、研究倫理教育を受講するよう努めなければならない。

- (1) 本学共同研究等により本学において一定期間研究活動を行う学外者
- (2) 本学学部生
- (3) 不正行為に係る申立窓口担当者及び責任者
- (4) 研究支援関係部署の事務職員

(教育内容)

第4条 研究倫理教育の教育内容は、研究者及び研究に関与する事務職員に求められる倫理規範を十分に修得させるものとする。

(受講方法)

第5条 受講対象者は、本学が指定する研究倫理教育プログラムをe-Learningシステム、研修会等により受講し、必要に応じ修了しなければならない。

(受講時期)

第6条 受講義務者は、原則3年度ごとに受講する。ただし、教材等の見直しを行った場合や文部科学省等からの通知等により、受講時期を変更する場合がある。

2 年度途中で採用された本学教員については、着任後速やかに受講しなければならない。
(他機関からの採用者に係る研究倫理教育の取扱い)

第7条 本学採用前に在籍していた研究機関等(以下「研究機関等」という。)において、本学が指定する研究倫理教育を採用年度を含め3年度以内に受講した者については、本学における研究倫理教育を受けたこととみなす。

2 前項に規定する受講の決定においては、教材から出力される受講修了証又は研究機関等が発行する受講証明書を提出させ確認するものとする。

3 第1項に規定する受講者の次の受講年度は、修了証等に記載の受講年度後3年度目とする。

(学生を対象とした研究倫理教育)

第8条 学生を対象とした研究倫理教育の実施等については、この要項に定めるもののほか、研究倫理教育責任者が必要に応じて別途定める。

(事務)

第9条 この内規に関する事務は、大学総務部が担当する。

(改廃)

第10条 この内規の改廃は、大学執行部会議の議を経て学長が行う。

附 則

この内規は、平成30年10月15日から施行し、平成30年9月1日から適用する。